

(別紙1)

入試業務にかかる一時保育費用の全額助成について

男女共同参画推進室では、「静岡大学一時保育料金助成制度実施要項」に基づき、入試業務に従事するために一時保育を利用した費用について、次のとおり助成しています。

1. 対象者

- 国立大学法人静岡大学教職員就業規則の適用を受ける者
- 国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則の適用を受ける者
- 国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則の適用を受ける者
- ※実施要項施行により、新たに非常勤教職員も助成の対象者となりました。

2. 助成内容

入試業務に従事するために以下のサービスを利用した場合、一時保育に要した費用の全額を助成する。

- ① 静岡キャンパスにおける一時保育
- ② 浜松キャンパスにおける一時保育
- ③ 個人で手配した学外の一時的保育サービス、ベビーシッター、ファミリーサポートなど

3. 申請手続方法

一時保育を利用後、保育事業者から利用者へ請求書が届きますので利用料金をお支払いください。

料金支払い後、「一時保育料金助成制度利用申請書」と「領収書（銀行振込利用明細でも可）」を併せて、男女共同参画推進室にご提出ください。

ただし、浜松キャンパスにおける一時保育については、保育事業者から直接請求書が本学に届きますので、上記手続きは不要です。

- 一時保育料金助成制度（令和5年7月19日施行）

<https://www.sankaku.shizuoka.ac.jp/support/childcare>

男女共同参画推進室
本件担当：宮地、佐藤
TEL：054-238-3052・3068
FAX：054-238-3160
Mail: takenoko@adb.shizuoka.ac.jp